

東北電力株式会社
女川原子力発電所
平成30年度(第1回)保安検査報告書

平成30年8月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	9
5. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年5月28日 (月)

至 平成30年6月 8日 (金)

(2) 保安検査実施者

女川原子力規制事務所

佐々木正克

廣岡 慶長

野田 正徳

初岡 賢政

米倉 英晃

大江 勇人

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

小坂 淳彦

城内 忠

2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	52.4	昭和59年6月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)
2号機	82.5	平成7年7月	運転期間 — 停止期間 (平成22年11月6日～) 施設定期検査期間 (平成22年11月6日～)
3号機	82.5	平成14年1月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～)

			施設定期検査期間（平成23年9月10日～）
--	--	--	-----------------------

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目において、立入り、物件検査及び関係者への質問により保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目（下線は年度保安検査計画に基づく検査項目）

- ① マネジメントレビューの実施状況
- ② 安全文化醸成活動の実施状況
- ③ 放射線管理の実施状況
- ④ 地震・火災等発生時等の対応状況（抜き打ち検査）
- ⑤ 力量、教育・訓練等の管理状況（抜き打ち検査）

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況」「放射線管理の実施状況」「地震・火災等発生時等の対応状況（抜き打ち検査）」及び「力量、教育・訓練等の管理状況（抜き打ち検査）」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「マネジメントレビューの実施状況」については「原子力QMSマネジメントレビュー要領」及びその下位文書である「実施部門マネジメントレビュー実施要領」「発電所長レビューマニュアル」等に基づき、レビューが実施されていることを確認した。

平成29年度下期のマネジメントレビューは、平成30年5月25日に本店の原子力安全推進会議において審議されていることを確認した。

事業者の「原子力安全に関する品質方針」は、変更せず現状どおりとすることを確認した。また、発電所の品質目標についても、現状どおりとすることを略式決定書等により確認した。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成29年度の安全文化醸成に係る活動の実績と有効性の評価が「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」に定められた評価方法に基づき実施され、評価結果が平成30年度の活動計画に反映されていることを「安全文化醸成および関係法令等遵守」に係る活動計画書兼報告書」及び「安全文化醸成活動推進 WG 活動計画」により確認した。なお、安全文化醸成活動の実施状況を確認する中で「リスク想定」に用いた建築グループの「リスクアセスメント記録表」は、単にリスクを列挙するだけでなく、作業内容に対して危険有害要因を用いて分析し、リスク評価値を

「重大性(4段階)×可能性(5段階)」として定量的に示しており、分かりやすくかつ対策も具体的であることから、良好事例と判断した。

「放射線管理の実施状況」については、管理区域への出入管理、外部放射線に係る線量当量率等の測定、協力企業の放射線防護について「放射線管理仕様書」「放射線業務従事者等の指定および管理区域立入許可手続き手順書」等に基づき実施されていることを確認した。協力企業の放射線防護の検査では、放射線防護対策をより確実に実施するため、新たな取組としてALARA検討委員会(仮称)を所内に設け、活動を行う予定であることを確認した。

保安検査中に報告を受けた「2号機RT作業に伴うエリア放射線モニタ放射能高ANN発生」については、エリア放射線モニタの線量当量率変動評価において、作業計画段階では現場に放射線を遮へいする壁が無い状態であるにもかかわらず、壁があるものとして線量当量率を評価し、その結果の妥当性評価が適切に行われず、エリア放射線モニタの警報を発報させたこと等を確認した。これは業務の計画のうち、業務のための検証、妥当性確認等が不十分であることから、今後の適切な改善を求めため、注意として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

「地震・火災等発生時等の対応状況(抜き打ち検査)」については、保安規定第4章第17条の規定に基づき地震・火災等緊急時の初動体制が維持されている状況を確認するとともに、現況確認として緊急事態対処室において原子力災害対策活動で使用する各種資料及び緊急機材庫の原子力防災資機材並びに初動体制について確認した。また、消防車庫における火災初期消火用化学消防自動車及びその他資機材について、適切に整備し、管理されていることを確認した。

「力量、教育・訓練等の管理状況(抜き打ち検査)」については、プラント停止の長期化に伴い若手を初めとしてプラント運転状態の経験が無い社員が増加しつつある状況にあるものの、保安活動を行う組織にとって、必要な力量を明確にし、その力量を維持・管理することは重要であることから、力量管理に係る手順書等に基づき実施されていることを確認した。

また、力量維持のために行う保安教育等の取組が定期的に評価され、力量の維持・向上が適切に実施されていることを確認した。

保安検査中に報告を受けた「固体廃棄物移送容器検査(自主検査)における検査実施責任者の指名誤り」については、平成23年7月にそれまでの技術課の原子燃料グループから現在の輸送・固体廃棄物管理グループへ担当箇所の変更が行われた際、二次文書「原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領」及び三次文書「所長および品質保証部長による力量管理要領書」に該当検査に必要とされる力量の項目が正しく反映されていなかったこと、選任されている検査実施責任者の力量評価表について、当該検査に必要とされる力量が無いことを事業者自らが気づき、是正処置を検討していることを聴取により確認した。また、今後の適切な改善を求めため、注意として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転処理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結

果、特段問題がないことを確認した。また、定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機B系手動起動試験)等に立会い、定められた手順に従って実施されていることを確認した。

保安検査中に報告を受けた「2号機ほう酸水注入ポンプ廻りドレンリム設置工事における水滴下に関する対応不備」については、水張り試験時に階下への水滴下が確認されているにもかかわらず当該事象が判定基準に含まれていないという理由から試験が合格となされ、不適合処置が速やかに行われていなかったこと等を確認したことから、今後の適切な改善を求めめるため、指導として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると概ね良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① マネジメントレビューの実施状況

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていること等について、平成29年度下期の発電所長レビュー及びマネジメントレビューの実施状況により確認することとし、検査を実施した。

検査の結果「マネジメントレビューの実施状況」については「原子力QMSマネジメントレビュー要領」及びその下位文書である「実施部門マネジメントレビュー実施要領」「発電所長レビューマニュアル」等に従って、レビューが実施されていることを「マネジメントレビューにおける課題抽出に関する検討」「平成29年度下期マネジメントレビューのインプット」等の記録により確認した。

平成29年度下期の発電所長レビューは、平成30年4月4日、11日、13日及び19日に発電所の品質保証会議において実施されたことを品質保証会議議事録により確認した。レビュー用資料は、品質保証総括グループが各部に対して「マネジメントレビューおよび品質目標関係資料の作成・提出」をメールで依頼し、提出された資料を取りまとめた上で品質保証部長の確認を受けてインプットとしていることを「平成29年度下期インプット(女川原子力発電所)」により確認した。発電所長のアウトプットは、ヒューマンエラー事象の再発防止対策を踏まえたプロセスの有効性の改善等が示されていることを「平成29年度下期発電所長のアウトプット」等により確認した。

平成29年度下期のマネジメントレビューは、平成30年5月25日に本店原子力安全推進会議において実施されたことを聴取により確認した。マネジメントレビューのインプットは、実施部門と内部監査部門に分けて作成されるが、実施部門のインプット情報は、各室部署より提出された資料に基づいて、原子力品質保証室が「実施部門のインプット(総括表)」「品質保証活動を踏まえた主要な課題(実施部門)」に集約していることを確認した。実施部門のインプットは、原子力品質保証会議で審議された後、管理責任者(原子力本部長)の確認を経て、内部監査部門のインプットと合わせることで、マネジメン

トレビューのインプットとなることを「原子力QMSマネジメントレビュー要領」により確認した。社長のアウトプット及びそれを踏まえた実施部門管理責任者の指示事項は、「新規規制基準適合性審査における設置変更許可、工事計画認可・使用前検査および保安規定変更への対応と必要なプロセスの変更等の着実な推進」が示され「原子力QMSマネジメントレビュー要領」に基づき所内に周知された上で、平成30年度の品質目標に反映されていることを「平成30年度女川原子力発電所品質目標および保守管理目標設定兼報告書」により確認した。

事業者の「原子力安全に関する品質方針」は、平成29年4月1日に変更されたものを本年度も継続することを確認した。また、発電所の品質目標については、年頭の所長期待事項等に照らし合わせ、変更の可否を審議し、継続することを略式報告書「原子力安全に関する品質方針、安全文化醸成および関係法令等遵守のための方針の周知について」等の記録により確認した。

データ分析の深掘りを行うための検討書として「マネジメントレビューにおける課題抽出に関する検討」がとりまとめられ「データ分析項目に関する検討書」により、データの分析項目毎に評価されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

②安全文化醸成活動の実施状況

安全文化醸成に関する発電所の平成29年度活動計画の達成状況及び評価結果、それを受けた平成30年度活動計画の策定状況について確認することとし、検査を実施した。

検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成29年度の安全文化醸成に係る活動の実績と有効性の評価が「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」に定められた評価方法に基づき実施され、評価結果が平成30年度の活動計画に反映されていることを「安全文化醸成および関係法令等遵守」に係る活動計画書兼報告書及び「安全文化醸成活動推進WG活動計画」により確認した。

平成29年度の具体的な評価は略式決定書「平成29年度「安全文化醸成および関係法令遵守」に係る活動評価結果について」において記載され、活動として「新方針の理解浸透活動」「社内アンケートの結果の反映」「実業務におけるリスク想定活動(リスクに関するディスカッション活動)」「協力企業との意見交換」「PROGRESS(予防安全共有活動)」「協力企業を含めたコミュニケーショントレーニング」及び「常に問いかける姿勢」醸成のための活動」を実施し、それぞれの活動が有効であったことを記録により確認した。

上記を受けて、平成30年度は略式決定書「平成30年度「安全文化醸成および関係法令遵守」に係る活動計画の策定および提出について」の中で、具体的な活動として「リスク想定訓練(リスクに関するディスカッション活動)(継続)」「協力企業との意見交換(継続)」「協力企業を含めたコミュニケーショントレーニング(継続)」「推奨事例収集活動(継続)」「PROGRESS(予防安全共有活動)(継続)」及び「安全文化意識向上活

動(新規)」を計画していることを記録により確認した。また、平成29年度の女川原子力規制事務所からの取組み要請事項(安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について(指導))(平成30年6月1日)が、平成30年度「安全文化醸成および関係法令遵守」に係る活動計画に、今後反映すること及び平成30年度の安全文化醸成に平成30年度の「評価の視点」の見直しとして「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」を平成30年3月20日に改正し、平成30年度の活動計画より「安全文化が醸成された姿および関係法令等遵守が確実に行われている姿(評価の視点)」である 10traits を取り入れていることを記録により確認した。

なお、安全文化醸成活動の実施状況を確認する中で「リスク想定」に用いた建築グループの「リスクアセスメント記録表」は、単にリスクを列挙するだけでなく、作業内容に対して危険有害要因を用いて分析し、リスク評価値を「重大性(4段階)×可能性(5段階)」として定量的に示しており、分かりやすくかつ対策も具体的であることから、良好事例とした。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③放射線管理の実施状況

保安規定第7章に定めている放射線管理について、管理区域への出入管理、線量の評価、放射線計測器類の管理等が、保安規定に基づき適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果「放射線管理の実施状況」については、管理区域への出入り管理において、管理区域への立入許可に係る事項が「放射線業務従事者等の指定および管理区域立入許可手続き手順書」に定められ、所長の承認を得ていることを略式決定書「原7-4-環境1(女川)放射線業務従事者等の指定および管理区域立入許可手続き手順書の改正について(平成27年1月13日決定)」の記録により確認するとともに、それに基づき出入り管理に係る手続きが適切に行われていることを「放射線管理業務従事者指定および管理区域立入許可申請書(所員用)」等の記録により確認した。また、出入り監視方法等が「管理区域入退域手順書」「管理区域設定手順書」に基づき適切に行われていることを「鍵貸出し台帳(飛地管理区域用)」等の記録により確認するとともに、中性子線による被ばく線量測定が必要となる原子炉停止直後あるいは起動直後に原子炉格納容器に立ち入る場合の管理について、中性子ポケット線量計を着用するようにしていることを「D/Wファーストエントリーの手引き」により確認した。なお、ガラスバッジは中性子線も測定できるものを使用していることを聴取により確認した。

外部放射線に係る線量当量率等の測定では、測定場所、測定手順、計測器の校正・管理等が「外部線量当量率等測定手順書」「放射線計測器管理手順書」等に基づき、適切に行われていることを「表面汚染密度測定記録(日報)〈2号機〉」「放出管理用計測器及び放射線計測器類の点検・校正結果」等の記録により確認するとともに、抜き取りで現場確認を行い、校正された計測器を使用していること並びに識別管理が適切

に行われていることを識別表示により確認した。

協力企業の放射線防護については、協力企業に対する放射線防護上の必要な措置を「放射線管理仕様書」に定め、発電所所員及び協力企業に周知していることを「規定基準類(標準)改廃通知書」等の記録により確認した。放射線防護上の必要な措置は、作業計画、作業実施、作業完了後の各段階において「放射線下作業手順書」「放射線計測器管理手順書」等に基づき、遵守していることを「放射線防護指導書(兼放射線作業計画書)」等の記録により確認した。また、女川2号機「圧力抑制プール内点検工事」について、放射線防護措置及び計測器の管理が適切に行われていることを現場における作業状況や識別表示により確認した。また、同工事において圧力抑制プール壁面の堆積物を吸引除去する作業時の潜水士の局部被ばく管理については、水中での作業体勢から、線源となる堆積物の位置から手と個人線量計を装着した体の位置が大きく離れておらず、水による遮蔽効果が変わらないこと、今までの実績から、本作業による被ばく線量がほとんどないことから不要であることを聴取した。今後、事業者は新たな取組として、放射線防護の改善が必要との認識のもと、所内にALARA検討委員会(仮称)を設け活動を行う予定であること、他事業者の活動をベンチマークするなど検討を開始していることを聴取により確認した。

保安検査中に報告を受けた「2号機RT作業に伴うエリア放射線モニタ放射能高ANN発生」については、2号機格納容器フィルタベントシステム設置工事の作業計画時において、配管部の放射線透過試験(以下「RT作業」という。)のため、協力企業は「エリア放射線モニタ線量当量率変動通知書(作業開始)」の線量当量率を、現場に格納容器フィルタベント容器を搬入するため、放射線を遮蔽する壁を撤去している状態であることを認識していたにもかかわらず、壁があるとして評価し、事業者は、計算の検算を行ったのみでその間違いに気がついていなかった。また、作業開始時においても、協力企業は、壁が無いことを認識していたにもかかわらず作業を開始し、作業場所近傍のエリア放射線モニタの警報を発生させていることを「不適合管理票」「2号機エリア放射線モニタ線量当量率変動通知書(作業開始)(平成30年3月28日)」等の記録により確認した。一方、RT作業時の立入規制エリアは、RT作業実施前に協力企業が行った、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「RI法」という。)上の管理区域設定のための線量当量率評価により、協力企業が管理区域を設定、同範囲を立入規制エリアとし立入規制を行った。事業者は、RI法上の管理区域設定及び立入規制について、購入仕様書で法令遵守を要求し「非破壊検査時等の放射線管理要領書」では関係者以外立ち入らないようロープ等で区画し、監視員を配置すること等を要求しており、協力企業から作業開始前に提出された「放射線装置使用願」で使用、保管及び運搬の基準等の基本的な内容について確認していた。しかし、作業を実施する前に協力企業が行ったRI法上の管理区域設定の具体的な評価、設定等について、事業者は十分関与していなかったことを「女川原子力発電所第2号機格納容器フィルタベントシステム設置工事購入仕様書(変更2)」「放射線装置使用願」等の記録等により確認した。これ

らは業務の計画のうち、業務のための検証、妥当性確認及び業務に特有なプロセスの明確化が不十分であることから、今後の適切な改善を求めるため、注意として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は概ね良好であると判断した。

④地震・火災等発生時等の対応状況(抜き打ち検査)

保安規定においては、地震・火災等が発生した場合に講じるべき措置等が定められており、これらの規定に基づき、必要な措置を講じる品質マネジメントシステム上のプロセスが確立されていることが重要である。特に火災等が発生した場合に備えた消防機関への通報手段、初期消火活動を行う要員の確保、初期消火活動に必要な資機材の配備、施設の巡視による火災発生の有無の確認、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を踏まえた評価・見直し等の初期消火活動を行うための体制が整備されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、保安規定第4章第17条の各項目に基づき地震・火災等発生時の対応について、地震発生の際には「女川原子力発電所地震後における保安確認要領書」により、火災が発生した場合は「女川原子力発電所防火管理要領書」「女川原子力発電所火災後における保安確認要領書」「故障トラブル時等の対応手順書」「原子力災害対策実施手順書」等に基づき、適正で実効性ある緊急時の体制が維持されていることを確認した。

地震・火災等緊急時の対応については、年1回の消防訓練において、消防訓練評価表を用いて評価の視点を明確にして、訓練で得られた教訓事項等を明らかにしていることを「消防訓練評価表(平成29年12月13日訓練実施分)」により確認した。

また、現場確認として緊急事態対処室において原子力災害対策活動で使用する各種資料及び緊急機材庫の原子力防災用資機材並びに火災初期消火用化学消防自動車と泡消火薬剤その他資機材について確認し、地震火災等緊急時において即動し機能する体制を維持していることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

⑤力量、教育・訓練等の管理状況(抜き打ち検査)

プラント停止の長期化に伴い若手を初めとしてプラント運転状態の経験がない社員が増加しつつある状況にあるものの、保安活動を行う組織にとって、必要な力量を明確にし、その力量を維持・管理することは重要であることから、力量管理に係る手順書等に基づき実施されていることを確認した。

また、力量維持のために行う保安教育等の取組が定期的に評価され、力量の維持・向上が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、若手を初めとしてプラント運転状態の経験がない社員に対する「力量、

教育・訓練」への対応やプラント停止の長期化に伴う「力量、教育・訓練」への対策として、教育訓練 WG 等の活動の中で長期停止対策と若年層育成を実施していることを「教育訓練 WG(平成29年度第5回)打合せ議事録」「教育訓練 WG(平成30年度第1回)打合せ議事録」「平成29年度教育訓練WG下期活動実績について(報告)」等の記録により確認した。

保安活動を行う組織にとって必要な力量及び力量管理に係る手順書等について、タービングループにおいては「原子力 QMS 力量、教育・訓練および認識要領」「原子力発電所員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領」及び「機械設備保守業務に係る力量、教育・訓練および認識に関する管理手引き」に基づき、必要な力量を明確にしておき、必要な力量については「機械設備保守業務力量個人管理票」により管理していることを確認した。また、原子燃料グループにおいては「原子力 QMS 力量、教育・訓練および認識要領」「原子力発電所員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領」及び「原子燃料グループ力量、教育・訓練および認識の手引き」に基づき、必要な力量を明確にしておき、必要な力量については「原子燃料関係業務力量個人管理票」により管理していることを確認した。

更に、力量の維持・向上のために、計測制御グループにおいては教育計画、実施状況の管理や「不適合事例集」等を用いた事例教育を毎週ミーティングで実施するなど、適切な取組が行われていることを「計測制御 Gr MM・EMの進め方(平成 29 年 4 月 12 日)」等の記録により確認した。

力量維持のために行う保安教育等の取組及び定期的な評価が実施されていることにおいて技術課長は、保安教育の具体的内容並びに教材の見直しについて、関係課長に対して定期的に依頼を行っていることを「保安教育の具体的内容および教材の見直しについて(依頼)」により確認し、関係課長は依頼を受けてから内容を確認した後、必要に応じて見直しを行っていることを通知依頼文書「保安教育の具体的内容および教材の見直しについて(回答)」等の記録により確認した。

また、発電所構内の原子力技術訓練センターにおけるシミュレータ訓練については、通常運転状態からの「全給水喪失～高圧炉心スプレイ系注入弁不良、原子炉隔離時冷却系ポンプトリップ」事象の訓練が行われていることを現場にて確認した。

保安検査中に報告を受けた「固体廃棄物移送容器検査(自主検査)における検査実施責任者の指名誤り」については、平成23年7月にそれまでの技術課の原子燃料グループから現在の輸送・固体廃棄物管理グループへ担当箇所の変更が行われた際、二次文書「原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領」及び三次文書「所長および品質保証部長による力量管理要領書」に該当検査に必要とされる力量の項目が正しく反映されていなかったこと、選任されている検査実施責任者の力量評価表について、当該検査に必要とされる力量が無いことを事業者自らが気付き、是正処置を検討していることを聴取により確認した。また、今後の適切な改善を求めるため、注意として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は概ね良好であると判断した。

2)追加検査結果

なし

3)その他

保安検査中に報告を受けた「2号機ほう酸水注入ポンプ廻りドレンリム設置工事における水滴下及びその対応不備」については、平成30年2月1日の水張り試験時に階下への水滴下が確認されているにもかかわらず、当該事象がドレンリム漏えい検査の検査条件「ドレンリム継目部及び床取合い部より漏えいがないこと」を満足し、検査合格としていたことから、不適合管理は不要と判断していた。その後、漏えい箇所であるコンクリート躯体の修理方法の検討を進める過程において、ドレンリムの設置目的から、漏えい検査の検査条件には「コンクリート躯体から漏えいのないこと」も必要と考え、2月当時の検査条件は不適切であると判断し、5月1日に不適合処理を行っていることを聴取及び不適合事象検討会資料「詳細票(不適合処置)(再)」の記録により確認した。

また実際の現場においては、2号機ほう酸水注入ポンプドレンリム設置場所と階下の水滴下場所の確認を実施し、ドレンリム設置状態、階下の水滴下が発見された位置、階下天井コンクリートに残る水にじみ痕の確認を実施した。

当該事象は、試験目的に沿った要求事項が明確にされておらず、不適合管理が速やかに実施されていないことについて今後の適切な改善を求めるため、指導として指摘し、今後の保安検査等で確認する。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	5月28日(月)	5月29日(火)	5月30日(水)	5月31日(木)	6月1日(金)	6月2日(土)	6月3日(日)
午 前	(1、2、3)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>◎マネジメントレビューの実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>○安全文化醸成活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 <p>◇地震・火災等発生時等の対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ●定例試験(1号機計装用圧縮空気系予備機自動起動試験、1号機計装用圧縮空気系バックアップライン止め弁動作試験)立会い ○放射線管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 	
午 後	(1、2、3)	<p>◎マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>○安全文化醸成活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		<p>◇地震・火災等発生時等の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>○放射線管理の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉施設の巡視 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		
勤務時間外	(1、2、3)				<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 			

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	号 機	6月4日(月)	6月5日(火)	6月6日(水)	6月7日(木)	6月8日(金)	6月9日(土)	6月10日(日)
午 前	(1、2、3)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ◇力量、教育・訓練等の管理状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ●定例試験(2号機非常用ガス処理設備手動起動試験)立会い ◎マネジメントレビューの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ●定例試験(1号機燃料プール補給水系ポンプ手動起動試験)立会い ○放射線管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 ◇力量、教育・訓練等の管理状況(シミュレータ訓練立会い) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機B系手動起動試験)立会い 		
午 後	(1、2、3)	<ul style="list-style-type: none"> ◇力量、教育・訓練等の管理状況 ●原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全文化醸成活動の実施状況 ○放射線管理の実施状況 ●原子炉施設の巡視 ●確認運転(1号機残留熱除去海水系B系ポンプ手動起動試験(B、Dポンプ)、1号機非常用補機冷却水ポンプ手動起動試験(Dポンプ)、1号機非常用補機冷却海水ポンプ手動起動試験(B、Dポンプ)立会い 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線管理の実施状況 ◇力量、教育・訓練等の管理状況 ●原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ◇力量、教育・訓練等の管理状況 ●原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 		
勤務時間外	(1、2、3)	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 		

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等